

## **【事案Ⅱ－９】入院・手術共済金請求**

・平成 29 年 7 月 26 日 和解成立

### **<事案の概要>**

平成 19 年 7 月、申立人が自宅二階のベランダより転落し、右大腿骨折等により同月から 8 月までの入院および骨折観血的手術を実施したため、入院共済金・手術共済金を請求したところ、被申立人は申立人の泥酔によるものであるとの理由により支払を拒否した。他の共済団体からは支払われており、被申立人の判断を不服として申立てに及んだもの。

### **<申立人の主張>**

被申立人は、生命共済の入院共済日額に入院日数を乗じた入院共済金および手術共済金を支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 19 年 7 月夜に自宅二階ベランダより誤って転落し、右大腿骨転子部骨折、左鎖骨骨折、左肋骨多発骨折、血胸、腰椎横突起骨折の重傷を負い、7 月から 8 月まで入院、入院中に骨折観血的手術を行なったため、入院共済金と手術共済金を請求した。
- (2) 他の共済団体からは請求金額が支払われたが、被申立人は申立人の泥酔によるものであるとして支払いをしなかった。
- (3) 事故当時、申立人は午後 6 時に帰宅し、午後 8 時前後晩酌としてウイスキーをコップ 2～3 杯飲んで、午後 9 時頃 2 階寝室で就寝をしたが、10 時過ぎにトイレに起きた時に 2 階ベランダから畑を見ようと柵に取り出した際、転落したようだがその後の記憶はない。転落後、家族に発見され病院に搬送された。
- (4) 申立人が共済金請求をした後、被申立人から書面による決定結果の通知はなく、被申立人側で放置された状態であり時効には該当しないと考える。

### **<共済団体の主張>**

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 入院保障特約に共済金支払拒絶事由が定められており、被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害による」とあり、転落事故が申立人の泥酔状態を原因とした場合は支払拒絶事由に該当する。
- (2) 本件転落事故について「生命・傷害共済事故状況報告書」によれば、申立人は事故発生前に自宅においてウイスキーをコップで 2～3 杯飲んでいたことが認められる。また、確認票によれば「当日、仕事から帰宅後酒を飲み、酔ってトイレに行こうとして間違えてベランダの柵を乗り越えて転落してしまった」とされ、通常の思

考能力であれば、およそあり得ないものであり、申立人は飲酒によって泥酔状態にあったことは明らかである。

(3) 本件事故の発生日時は、平成 19 年 7 月であるが、本裁定申立に至るまで、既に 9 年以上経過しており、時効が完成している。

#### **<裁定の概要>**

審議会では、被申立人の事故状況の確認・支払免責の立証・共済金支払請求に対する回答等が充分になされているとは言えないものと判断し、和解案を両当事者に提示したところ、両当事者が合意し、和解成立に至った。